

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

運 営 規 程

(事業目的)

第 1 条 社会福祉法人 恩賜
財団 済生会支部神奈川県済生会若草病院が開設する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下、「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション事業・介護予防訪問リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「従事者」という。）に対し、適切な訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条

- 1 事業の実施に当たっては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援、機能訓練等の必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、横浜市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保険・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 社会福祉法人 恩賜
財団 済生会支部神奈川県済生会若草病院
- 2 所在地 横浜市金沢区平潟町 12 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (常勤)
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。
- 2 医師 1名以上 (常勤)
医師は訪問リハビリテーション計画書及び介護予防訪問リハビリテーション計画書 (以下「訪問リハビリテーション計画書等」という。) の作成にあたり、利用者の診察を行う。
- 3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 いずれか 1名以上 (常勤及び非常勤)
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画書等の策定、並びに訪問リハビリテーション計画書等に基づき訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 : 毎週月曜日から金曜日までとする。土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は原則休業とする。ただし、当事業所で必要と判断した場合、この限りではない。
- 2 営業時間 : 8:30～17:05
- 3 サービス提供時間 : 9:00～16:30 頃 (最終サービス提供終了時刻まで)

(訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用額)

第6条

- 1 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当事業者等が法廷代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。詳細はサービス利用表のとおりとする。
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う等に要した交通費は、規定にもとづき請求する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受ける。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは利用料とその他の利用料 (個別の費用ごとの区分) に

ついて記載した領収書を交付する。

- 5 法廷代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額、その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(訪問リハビリテーションのサービス内容)

第7条 事業者は、事業所の医師の診療に基づき、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の日安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画書等を作成するとともに、訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。具体的内容は、次のとおりとする。

1 直接的な内容

- 一 全身状態のチェック、観察
- 二 機能回復練習(筋力や体力の維持・強化、関節可動域の維持・改善)
- 三 起き上がりや歩行などの動作練習
- 四 身の回りの動作(食事・トイレ・着替え・入浴など)の練習
- 五 家事動作や余暇活動獲得の援助
- 六 家庭や社会参加に向けた社会適応能力の練習
- 七 セルフコントロール能力の獲得を目的に効果的な自主トレーニング方法の指導

2 間接的な内容

- 一 手すり・ベッド・車いすなどの福祉用具及び装具等または住宅改善の相談
- 二 ご家族(介護者)、訪問看護などの他職種に対する情報共有と介助方法の指導
- 三 寝たきりを防ぐための日常生活の指導
- 四 その他、在宅療養や介護サービスなどに関する相談
- 五 地域の社会資源との連携・情報収集 など

- 3 理学療法士等は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を記載する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、横浜市金沢区内、横須賀市夏島町、追浜本町、鷹取、湘南鷹取、追浜南町、追浜町、追浜東町、浜見台、浦郷町、船越町、田浦町、田浦港町、及び逗子市池子、山の根3丁目、桜山1丁目、桜山3丁目、桜山4丁目とする。

(事故発生時における対処方法)

第9条 理学療法士等は訪問リハビリテーション等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主

治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、前項の事故及び事故に関してとった処置について記録する。

(苦情に対する対応方針)

第10条

- 1 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により横浜市からの文書の提出若しくは提示の求め又は質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従う。

(虐待の防止)

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(損害賠償)

第14条 事業所は、サービス提供にあたり利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合その侵害を賠償する。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

(その他運営についての留意事項)

第15条

- 1 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後三ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員は出会った者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、訪問リハビリテーション等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は済生会若草病院と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は令和4年10月1日から施行する。

この規定は令和6年6月1日から施行する。